

杉並区告示第 235 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 7 条及び同法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 11 条の規定により、地籍調査の実施を下記のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 18 日

杉並区長 岸本 聡子

記

1 事業計画が定められた年月日

令和 8 年 4 月 1 日

2 調査を実施する者の名称

杉並区

3 調査地域

方南一丁目の一部、高井戸東三丁目、高井戸西一・二・三丁目、宮前一丁目、浜田山三丁目の一部

4 調査期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで